

2020年5月29日

お客さま各位

伊豆箱根鉄道株式会社

「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う乗車券類の払戻し
および通学定期乗車券の発売について（5月29日現在）

新型コロナウイルス感染症（以下「当該感染症」）が発生し、外務省より一部の国・地域への渡航中止勧告等が発出されているほか、国内の複数地域でも散発的に罹患者が発生しています。

当社ではお客さまから、これを事由とした旅行の取止めによる乗車券類の払戻しおよび通学定期乗車券の購入の申し出があった場合は、以下のとおり対応させていただきます。

記

1. 通学定期乗車券（2020年2月29日より）

（1）対象となるお客さま

当該感染症の感染拡大に伴い小学校、中学校、高等学校、又は特別支援学校が休校となったことを事由として通学定期乗車券（JR連絡通学定期券を含む）の払戻し申し出があったお客さま。

（2）対象となる場合

当該通学定期乗車券の有効期間における最終登校日時点で残りの有効期間が1か月以上ある場合（一か月定期は、最終登校日が使用開始から7日間以内）であって、最終登校日の翌日以降使用していない旨の申し出があったとき。

（3）払戻しの取扱方

実際の払戻し申出日にかかわらず、当該通学定期乗車券の有効期間における最終登校日を払戻し申出日とみなして取り扱うことができます。なお、払戻し額の計算方については、当社旅客営業規則に準じます。

（例）種別：高校通学定期乗車券

有効期間：2019年12月29日～2020年3月28日（3か月）

※1か月：6,990円、3か月：19,940円

3月10日に払戻し申し出があった場合で最終登校日が2月28日であるときは、2月28日を払戻し申出日とみなすことができます。したがって、使用経過月数を「2か月（2019年12月29日～2020年1月28日、2020年1月29日から2020年2月28日）」として、以下のとおり計算します。

払戻し額：19,940円－6,990円×2か月－220円（手数料）＝5,740円

（4）休校後も通学のため電車を利用した場合は、最後に電車を利用した日が最終登校日となり、その日が払い申出日となります。

（5）取扱期間は原券発行日から1年となります。

2. 「緊急事態宣言」発令（2020年4月7日）に伴う通勤定期乗車券および通学定期乗車券の払戻しについて（2020年4月7日より）

(1) 対象となるお客さま

当該感染症の感染拡大に伴う「緊急事態宣言」により、大学短大専修学校が休校となったことを事由として通学定期乗車券（JR連絡通学定期券を含む）の払戻し申し出のあったお客さま、また在宅勤務等の事由として通勤定期乗車券（JR連絡通勤定期乗車券を含む）の払戻し申し出のあったお客さま。

(2) 対象となる場合

当該定期乗車券を購入した日が4月7日以前で有効期間が緊急事態宣言発令期間であり、**最終登校日および最終出勤日時時点で残りの有効期間が1か月以上ある場合（一か月定期は、最終登校日および最終出勤日が使用開始から7日間以内）**であって、**最終登校日および最終出勤日の翌日以降使用していない旨の申し出があったとき**

※4月8日以降に購入した定期券も対象となります。（2020年4月17日追加）

(3) 払戻しの取扱方

実際の払戻し申出日にかかわらず、「緊急事態宣言」発令日（4月7日）まで遡って払戻し申出日とみなして取り扱うことができます。なお、払戻し額の計算方については、当社旅客営業規則に準じます。

(例) 種別 : 通勤定期乗車券

有効期間 : 2020年2月9日～2020年5月8日（3か月）

※1か月 : 19,460円、3か月 : 52,550円

4月13日に払戻し申し出があった場合で、最終出勤日が「緊急事態宣言」により4月7日であるときは、4月7日を払戻し申出日とみなすことができます。したがって、使用経過月数を「2か月（2020年2月9日～2020年3月8日、2020年3月9日から2020年4月8日）」として、以下のとおり計算します。

払戻し額 : 52,550円 - 19,460円 × 2か月 - 220円（手数料） = 13,410円

(4) 「緊急事態宣言」発令後も通勤通学のため、電車を利用した場合は、最後に電車を利用した日が最終出勤日および最終登校日となり、その日が払い申出日となります。

(5) 取扱期間は「緊急事態宣言」終了日の翌日（2020年5月26日）から1年となります。

3. 定期乗車券以外（2020年2月29日より）

(1) 普通乗車券・特急券

①対象となる場合

当該感染症を理由に、旅行を中止すると申し出た場合

※当該感染症に罹患、イベントの中止、感染防止などの理由。

②払戻しの取扱方

当社旅客営業規則に準じて、旅客運賃及び料金について無手数料により払戻しを行います。

③取扱期間は、乗車券類の有効期限内での申出日となります。

(2) 普通回数券

原則、任意での払戻し（通常とおり）となりますが、「緊急事態宣言」により電車を利用できず未使用で有効期限切れとなった回数券は、特例として払戻しします。

(例) 種別 : 普通回数券

有効期間 : 2020年4月30日まで 区間 : 三島⇄修善寺 11枚つづり 5,200円

※片道520円

5月10日に払戻し申し出で、7枚使用した時点で「緊急事態宣言」により、4枚未使用の場合は、有効期限切れに関わらず、4月7日を払戻し申出日とみなすことができます。したがって、使用枚数を7枚、払戻し枚数4枚として、以下のとおり計算します。

払戻し額 : 5,200円 - (520円 × 7枚) - 220円 (手数料) = 1,340円

※4月8日以降に購入した回数券も対象となります。

4. 通学定期乗車券の購入に際しての通学証明書の有無について (2020年3月16日より)

(1) 継続購入 (進級する生徒) の場合

- ① 継続購入の場合 (旧定期券がある場合)
- ② 通学証明書がある場合
- ③ 通学定期乗車券購入兼用証明書がある場合

上記①～③は、例年通り発売します。

(2) 継続購入 (進級する生徒) の場合

- ① 定期券を払戻ししたため、古い定期券が無い場合
- ② 通学証明書がない場合
- ③ 通学定期乗車券購入証明書がない場合

上記①～③は、学生証を確認させていただき発売します。

(3) 新規購入 (新入学生)

- ① 通学証明書が必要
- ② 写真が貼付されていない学生証も有効とします。(例) 仮学生証 (2020年5月17日より)

(4) 取扱期間は2020年6月30日(火)までとなります。

※(1)～(3)のいずれにおいても有効期限切れとなった通学証明書は「有効」とみなし発売します。

5. お問い合わせ

伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部運輸課

TEL055-977-1207 (9:30～16:30 土休日を除く)

以上